

令和5年3月1日

令和5年第1回神奈川県議会定例会

防災警察常任委員会報告資料

くらし安全防災局

目 次

ページ

<防災部>

I	新型コロナウイルス感染症に係る取組	1
II	神奈川県水防災戦略の改定案	4
III	災害時の支援等に関する協定の締結	7
IV	富士山火山防災に係る取組	9
V	令和4年度の主な防災訓練の実施状況	10
VI	液化石油ガス法に基づく事務・権限の指定都市への移譲	12

<総務室>

VII	被災地への任期付職員の派遣	13
-----	---------------	----

<くらし安全部>

VIII	成年年齢引下げ後の18歳・19歳の相談状況と啓発	14
------	--------------------------	----

参考資料1 神奈川県水防災戦略改定案

参考資料2 東日本大震災の復興対策に従事した職員からの意見とその対応

I 新型コロナウイルス感染症に係る取組

くらし安全防災局では、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部の統制部として、庁内各局と連携し、会議の開催、県の取組方針のとりまとめ等を行った。令和4年12月14日の防災警察常任委員会以降の主な取組は、次のとおりである。

1 新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議の開催

開催日	主な内容
12月27日	本県の現状分析について
1月27日	イベントの開催制限の緩和について（書面開催）
2月9日	感染状況や医療ひっ迫状況を示すレベルの引き下げについて（書面開催）
2月20日	今後の県の取組について

2 イベントの開催制限

(1) 国の方針

1月27日の政府対策本部で、感染防止安全計画の策定等による基本的な感染対策を前提に、大声ありのイベントの収容率上限を50%とする制限を廃止する方針が示された。

(2) 県の対応

1月27日の県対策本部で、イベントの開催制限について、感染防止安全計画の策定等による基本的な感染対策を前提に、大声ありのイベントの収容率上限を50%とする制限を廃止した。

3 医療のひっ迫状況を示すレベル

(1) レベルの引き上げ

12月27日の県対策本部で、保健医療の負荷の状況等に加え、インフルエンザとの同時流行への警戒や年末年始における医療ひっ迫を回避する観点から、「レベル3（医療負荷増大期）」に引き上げた。

(2) レベルの引き下げ

2月9日の県対策本部で、保健医療の負荷の状況等に改善傾向が見られることを踏まえ、感染状況や医療ひっ迫状況を示すレベルを、「3」から「2」に引き下げた。なお、無料検査事業における一般検

査事業については、「当面の間」継続する。

4 今後の県の取組

(1) 国の方針

2月10日の政府対策本部で、国の基本的対処方針が変更され、5月8日から感染症法上の分類が「5類」に見直されるとともに、「マスクの着用」については3月13日から個人の判断に委ねることを基本とする考え方が示された。

(2) 県の対応

2月20日の県対策本部で、国の方針を踏まえたマスク着用の見直しについて協議し、マスクを着用するかどうかは、個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な選択を尊重することとした。

但し、重症化リスクの高い方に感染を広げないために、医療機関への受診時・面会時や重症化リスクの高い方が入院・生活する高齢者施設等への訪問時はいつもマスク着用とした。

また、混雑した電車やバスへの乗車時は、マスクの着用を推奨することとした。

【参考】本県のオミクロン株対応の新たなレベル分類

レベル(L)		保健医療の負荷の状況	社会経済活動の状況	感染状況	具体的対策
L4	医療機能不全期 (避けた いレベル)	<外来> ○通常医療を含めた外来医療全体がひっ迫し、機能不全の状態 <入院> ○救急車を要請されても対応できない状況が発生する ○入院できずに自宅や宿泊での療養中に死亡する者が多数発生する	職場の欠勤者が膨大になり、社会インフラの維持に支障が生じる	想定を超える膨大な数の感染者が発生する	
L3	医療負荷増大期	<外来> ○発熱外来・救急外来に多くの患者が殺到し、重症化リスクの高い者がすぐに受診できない状況が発生する <入院> ○重症患者の救急搬送に支障をきたしている ○医療従事者の欠勤者が継続して上昇傾向で、院内クラスターが多数発生するなどにより、重症患者の受入が困難になる	職場に欠勤者が多数発生し、業務継続が困難になる事業者が多数発生する	医療の負荷を増大させるような数の感染者が発生する	【社会への要請】 ○医療非常事態宣言 (レベル4回避のため、県民・事業者に対してより強力な要請・呼びかけ) ○医療ひっ迫防止対策強化宣言 (県民・事業者に対して医療体制の機能維持・確保、感染拡大防止措置、業務継続体制の確保等に係る要請・呼びかけ)
L2	感染拡大初期	<外来> ○発熱外来の患者数が急増し、負荷が高まる ○救急外来の受診者数が増加する <入院> ○入院調整がスムーズにいかなくなる ○医療従事者の欠勤者数が増加する	職場に欠勤者が多数発生し、業務継続に支障が生じる事業者が開始する	感染者数が急速に増え始める	
L1	感染小康期	○外来医療、入院医療ともに負荷は小さい		感染者数は低位で推移している	

- レベル判断については、上記表記載の基準を参考に、総合的に判断し、決定することとする。
- 個々の具体的対策を講じる時期については、表記載の状況等を総合的に判断し、柔軟に対応することとする。
- 病床使用率、重症病床使用率は、指標ではなく、参考情報として扱う。

【参考】 イベントの開催制限の見直し

		感染防止安全計画 (注1)	その他
緊急事態措置区域	人数上限	10,000人 (対象者全員検査により、 収容定員まで追加可)	5,000人
	収容率上限	100%(注2)	大声なし:100% 大声あり:50%
重点措置区域	人数上限	収容定員まで	5,000人
	収容率上限	100%(注2)	大声なし:100% 大声あり:50%
その他区域	人数上限	収容定員まで	5,000人又は収容定員50%のい ずれか大きい方
	収容率上限	<u>100%</u>	

※収容率上限と人数上限でどちらか小さいほうを限度(両方の条件を満たす必要)

(注1)5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用(緊急事態措置区域、重点措置地域においては、5,000人超)

(注2)緊急事態措置区域、重点措置区域における安全計画策定イベントでは、基本的に「大声なし」の担保が前提

II 神奈川県水防災戦略の改定案

策定から3年目となる神奈川県水防災戦略について、令和5年度からの3か年を見据えた改定案をとりまとめた。

1 改定の趣旨

神奈川県では、令和元年の台風第15号及び第19号の被害を踏まえ、令和2年2月に神奈川県水防災戦略を策定し、風水害への対応力強化のための対策を計画的、重点的に進めてきた。

令和元年の台風第15号及び第19号の復旧と脆弱箇所の緊急対応は、概ね達成しており、「中長期的な視点で取組みを加速させるハード対策」、「災害対応力の充実強化に向けたソフト対策」についても、着実な推進が図られている。

一方で、策定からこれまでの3年間で、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」への転換や、防災DXの進展といった政策環境の変化もあり、これらに対応するため改定を行うこととした。

2 経過

令和4年 7月 第2回定例会にて戦略の見直しを行う旨を報告

12月 第3回定例会にて改定素案を報告

県民意見反映手続、市町村への意見照会を実施

3 県民意見反映手続等の結果

(1) 実施方法

- ・ 県政情報センター等 県機関 計9箇所での縦覧
- ・ 県ホームページへの掲載

(2) 意見総数

22件（県内市町村からの意見3件を含む）

(3) 意見区分とその反映状況

ア 意見区分

区 分	件数
① 全般に関する意見	7件
② 被害軽減の取組を加速させるハード対策に関する意見	6件
③ 災害対応力の充実強化に向けたソフト対策に関する意見	9件
合 計	22件

イ 反映状況

区 分	件数
A 計画に反映させたもの	4件
B 意見の趣旨が既に現行計画に盛り込まれているもの	8件
C 今後の取組において参考にするもの	8件
D 計画に反映できないもの	0件
E その他（質問など）	2件
合 計	22件

(4) 主な意見

ア 全般に関する意見

- ・ 近年の災害の反省を踏まえた流域治水関連法や宅地造成及び特定盛土等規制法の理念を分かりやすく伝えることが大切だと思う。

イ 被害軽減の取組を加速させるハード対策に関する意見

- ・ ハード対策では、生物多様性との両立を図る取組も進めてほしい。
- ・ 河川の流域でない箇所でも、土砂災害発生危険性がある地域では、土砂災害防止施設の整備を積極的に進めてほしい。

ウ 災害対応力の充実強化に向けたソフト対策に関する意見

- ・ 発災時における避難意識の啓発については、もう少し強力な施策が必要と感じる。
- ・ 宅地造成及び特定盛土等規制法の成立を踏まえ、水防災戦略として、迅速着実に課題を解決できるようにしてほしい。

4 改定素案からの変更点

大規模災害に備えた「トイレプロジェクト」の展開を、新たに位置づけたほか、令和5年度から7年度の3か年の事業費を見込んだ。

5 改定案の概要

(1) 対象とする災害（現行戦略から継続）

台風や豪雨による洪水、土砂崩れ、高潮、暴風等に係る災害

(2) 目標（現行戦略から継続）

住民による適切な避難行動を促進し、水害や土砂災害による被害最小化を目指す。

- ・ 水害からの逃げ遅れゼロ
- ・ 県民のいのちを守り、財産・生活等への被害を軽減

(3) 事業費

令和5年度からの3か年の事業費を次のとおり見込む。

(単位：億円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	計
事業費	722	703	716	2,142 (現行戦略比+767億円)

(4) 主な取組内容

次の2本柱のもとで取組を推進する。

ア 被害軽減の取組を加速させるハード対策

- ・ 遊水地の整備や流路のボトルネック箇所である鉄道橋架替等に加え、事前放流を強化することで治水効果を上げる相模ダムリニューアル事業を実施
- ・ 要配慮者利用施設のある箇所や過去にがけ崩れがあった急傾斜地の箇所などにおける土砂災害防止施設の整備を、更に加速

イ 災害対応力の充実強化に向けたソフト対策

- ・ 消防の訓練施設「かながわ版ディザスターシテイ」について、土砂災害や洪水からの救出救助の訓練環境の増強を図り、土砂災害や水害への対応力を強化
- ・ 大規模災害時に想定される水洗トイレの機能不全に対応するためのトイレプロジェクトを展開

6 今後の予定

令和5年3月 神奈川県水防災戦略の改定、公表

Ⅲ 災害時の支援等に関する協定の締結

大規模な災害が発生した場合に、県や市町村等が災害対応を行う上で、民間団体や企業が持つ資源や技術、ノウハウの活用が欠かせないため、本県では、災害対策基本法に基づき、各種団体や企業等と災害時における防災協定を締結し、地域防災力の向上を図っている。

1 締結状況（令和4年11月1日現在）

延べ1,462団体と647の協定を締結している。

2 令和3年度末から令和4年度に締結した主な防災協定の締結団体等

令和5年3月1日現在

協定名	団体等名	締結日	主な内容
災害発生時におけるエレベーターの復旧及び閉じ込めからの救助に関する連携協定	(一社)日本エレベーター協会	R4.3.30	県内で災害が発生し、エレベーターが停止した場合の円滑なエレベーターの復旧及び閉じ込められた住民の救助に向けて、県と同協会が平時から連携・協力して取組みを実施
災害時における広域物資輸送拠点の開設等に関する協定	日本 GLP(株)及び GLP 投資法人	R4.3.30	災害時に国等から本県に提供される緊急支援物資の受け入れ、保管、被災市町村への搬出等を行うための拠点の提供
災害発生時における物資の保管等に関する協定	大和ハウス工業(株)横浜支社	R4.4.15	災害時に国等から本県に提供される緊急支援物資の受け入れ、保管、被災市町村への搬出等を行うための拠点の提供
災害時における無人航空機による協力に関する協定	(特非)クライシスマッパーズ・ジャパン	R4.12.20	災害時にドローンを活用した被災地の航空写真の撮影や被災状況地図の作成等
災害時等における無人航空機による協力に関する協定	(一社)神奈川県ドローン協会	R4.12.21	災害時等にドローンを活用した被災状況調査や、被災者の捜索、救助支援等の実施
災害発生時における物資の保管等に関する協定	日本ロジスティクスファンド投資法人	R4.12.26	災害時に国等から本県に提供される緊急支援物資の受け入れ、保管、被災市町村への搬出等を行うための拠点の提供

<p>電気自動車を活用した脱炭素社会実現及び災害対策強化に関する連携協定</p>	<p>日産自動車（株）及び日産の自動車販売会社3社</p>	<p>R5.1.19</p>	<p>県は、脱炭素社会の実現に向けて、電気自動車を公用車として計画的に導入するとともに、電気自動車の普及促進のため、県民や事業者が電気自動車を導入する際の支援、充電インフラの拡充、広報やイベントでの情報発信等を実施</p> <p>日産は、災害時に開設される避難所の電源として電気自動車を活用するため、県に電気自動車や給電器を貸与</p>
--	-------------------------------	----------------	--

3 今後の対応

災害発生時に迅速な対応ができるよう、様々な主体との防災協定の締結を進め、訓練等を通じて連携の強化を図る。

IV 富士山火山防災に係る取組

富士山火山災害警戒地域に係る主な取組は、次のとおりである。

1 県の取組

令和3年3月の富士山ハザードマップの改定により、県内にも溶岩流が到達する可能性が示されたことから、富士・箱根火山対策連絡会議に設けた溶岩流ワーキンググループ等において、次の取組を行った。

(1) 富士山火山防災マップの作成・公表

溶岩流の影響と対応策などのポイントをとりまとめた、神奈川県版「富士山火山防災マップ」を令和5年1月に作成・公表した。

(2) 神奈川県富士山火山広域避難指針の検討

富士山噴火時の溶岩流から、県民が避難する場合の考え方や手順を整理するため、関係機関や市町と「神奈川県富士山火山広域避難指針」の策定に向けた検討を行った。

(指針の骨子)

- ・ 広域避難に関する協議手続きと本指針の目的
- ・ 広域避難における留意点
- ・ 広域避難を実施する県の組織と連絡調整の体制
- ・ 広域避難の検討
- ・ 県による総合調整 他

2 神奈川県、山梨県、静岡県での取組

神奈川県、山梨県、静岡県等で組織する、富士山火山防災対策協議会において、「富士山火山避難基本計画（仮称）」改定に向けた検討を行った。

3 今後の予定

令和5年3月 富士山火山防災対策協議会において、「富士山火山避難基本計画（仮称）」を改定

「神奈川県富士山火山広域避難指針」を策定

V 令和4年度の主な防災訓練の実施状況

前回の防災警察常任委員会（令和4年12月）以降に実施した主な防災訓練の実施状況は、次のとおりである。

1 県・県央地域7市町村合同図上訓練(大規模地震対応図上訓練)

大規模地震発生時における、県と市町村との連絡調整機能の強化等を図るため、県央地域7市町村と合同で、図上訓練を実施した。

(1) 実施日

令和5年1月20日（金）

(2) 場所

県庁、県央地域7市町村役場ほか

(3) 訓練内容

都心南部を震源とするマグニチュード7.3の首都直下地震が発生し、発災から12時間経過したとの想定の下、連携強化や災害対策本部及び現地災害対策本部における災害対応能力の向上を目的としたロールプレイング方式による訓練を実施

(4) 参加機関等

ア 参加機関

24機関（県、市町村、消防、警察、自衛隊、東海大学医学部附属病院、東京ガスネットワーク株式会社等）

イ 参加人数

158人

2 九都県市合同防災訓練・域内応受援図上訓練

「九都県市災害時相互応援等に関する協定」に基づき、九都県市相互の連携強化等を図ることを目的として、九都県市域内での応受援を想定した図上訓練を実施した。

(1) 実施日

令和5年1月31日（火）

(2) 場所

県庁ほか

(3) 訓練内容

九都県市域内で大規模な水害が発生したことを想定し、応援調整本部の調整により、九都県市域内での応受援を行うシナリオに基づき、ロールプレイング方式による図上訓練を実施

(4) 参加機関等

ア 参加機関

9機関（九都県市）

イ 参加人数

38人

3 かながわ消防訓練

単独の消防本部では対応できない局地的な大規模災害が発生したことを想定し、県及び県内全消防本部が一丸となって被災消防本部を応援する訓練を実施した。

(1) 実施日

令和5年1月31日（火）

(2) 場所

県消防学校、市町消防本部

(3) 訓練内容

ア 情報受伝達訓練

Kアラート(LINE WORKS)による県と各消防本部との情報受伝達

イ 救助訓練

- ・ 倒壊した建物やその下敷きとなった車両からの災害救助犬と連携した捜索、救助
- ・ 崩落した土砂に埋没した住居や車両からの災害救助犬と連携した捜索、救助

ウ 後方支援訓練

被災地における宿営場所設置、給食業務等の後方支援

(4) 参加機関等

ア 参加機関

25機関（県、消防、特定非営利活動法人日本サーチドッグアソシエーション）

イ 参加人数

271人

VI 液化石油ガス法に基づく事務・権限の指定都市への移譲

第12次地方分権一括法の公布により、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」（以下、液化石油ガス法）の事務・権限の一部を指定都市に移譲する。

1 概要

液化石油ガス法は、高圧ガス保安法から液化石油ガスの一般消費者の保安の確保に関する部分を抜き出したものであり、効率化や統一的な指導等の観点から、指定都市である横浜市、川崎市及び相模原市に事務・権限の一部を移譲

2 移譲時期

令和5年4月1日

3 移譲事務

液化石油ガス法における知事の権限のうち、販売事業の登録、保安機関の認定、貯蔵施設等の設置許可、立入検査等を移譲する。

Ⅶ 被災地への任期付職員の派遣

本県では、被災地の一刻も早い復旧・復興を支援するため、被災地のニーズ等を踏まえ、全国で最大規模の任期付職員を派遣している。

1 派遣状況

土木、建築、機械、保健福祉等の専門的な知識や経験を有する者を、本県の任期付職員として採用し、被災3県（岩手、宮城、福島）とその県内の市町村に、87人を派遣

【派遣先別・分野別任期付職員派遣者数】 (令和5年2月1日現在)

派遣先 \ 分野	一般事務	総合土木	建築	機械	保健福祉	合計
岩手県内	1人	4人	—	—	—	5人
宮城県内	9人	13人	—	—	—	22人
福島県内	11人	41人	6人	1人	1人	60人
合計	21人	58人	6人	1人	1人	87人

2 令和5年度の派遣

被災3県とその県内の市町村からの継続要請を受け、引き続き、令和5年度も任期付職員を派遣することとして、現在選考手続中

3 派遣職員のフォローアップ

令和4年11月に、くらし安全防災局幹部職員等が派遣先を訪問し、派遣先及び派遣職員から、復興状況や現場の実態、本県の復興対策の参考となる取組などの聞き取りを実施

また、令和4年12月から令和5年1月にかけて、くらし安全防災局幹部職員等が派遣職員と意見交換を行ったほか、随時、電話やオンラインを用いた各種相談に応じるとともに、職務上参考となる情報を共有するなど、きめ細やかな対応を実施

4 派遣職員の意見の取りまとめ

本県では、平成28年に、派遣職員に対して被災地の実態や支援業務の経験を踏まえた意見を聴取し、平成29年6月に意見集を取りまとめた。

前回調査から5年以上が経過し、被災地の復興状況等の変化が想定されたことから、改めて派遣職員の意見を聴取し、意見集の充実を図ることと、本県の復旧・復興対策の強化に繋げることとした。

Ⅷ 成年年齢引下げ後の18歳・19歳の相談状況と啓発

令和4年4月から民法の定める成年年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、契約に関する知識や社会経験が浅い新成人を狙った悪質商法などの消費者トラブルの増加が懸念されるため、新成人やその保護者などに対する、消費者への啓発を強化している。

1 18歳・19歳の相談状況

(1) 苦情相談件数

令和4年4月から令和5年1月までに、県内の消費生活相談窓口で受け付けた、18歳・19歳が契約当事者となっている苦情相談件数は、令和5年2月15日時点の速報値は578件で、前年同期（466件）と比べ112件増加

苦情相談件数の推移（4月～翌年1月）

年 度	18歳	19歳	計
令和2年度	233	383	616
令和3年度	194	272	466
令和4年度	225	353	578

(2) 苦情相談の品目別件数

品目別では、脱毛サロン等で「一人でローンを組んで契約してしまったが、解約したい」といった、エステティックサービスに関する苦情相談が127件で、前年同期（20件）と比べ約6.4倍に増加

苦情相談の品目別件数等（上位3品目）

順位	品 目	令和4年度 ^{※1}	令和3年度 ^{※1}	前年度比	
				件数	割合(%)
1	エステティックサービス	127	20	107	635.0
2	異性交際関連サービス	31	31	0	0.0
3	商品一般 ^{※2}	29	21	8	138.1

※1 各年度、4月～翌年1月の相談件数

※2 身に覚えのない商品代金の請求や、身に覚えのない荷物など

2 成年年齢引下げに係る啓発

(1) 新成人に向けた啓発

消費生活相談窓口を案内する次の啓発グッズを配布

- ・ 高校3年生にクリアフォルダを配布
- ・ 大学・専門学校等へ除菌ティッシュ、付箋を配布
- ・ 各商工会議所青年部・地域若者サポートステーション等へボールペンを配布

(2) 保護者に向けた啓発

- ・ 啓発動画を活用した消費生活相談窓口の案内をSNSで配信
- ・ 新成人の子どもがいる著名人のインタビュー記事をニュースサイトに掲載
- ・ 高等学校等を通じた啓発チラシの配布